

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主要内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りが無いよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
		投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。	
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

※6章市民投票は「小金井市市民投票規則」

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整	
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項 2項	日常的な協働のための拠点の設置 活動拠点の運営等	
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	
		推進会議の 役割	27条	1項 2項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言 提言及び市長の意見の公表	
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成	22条・ 23条
				2項	公募委員	
				3項	正・副委員長の設置	
				4項	正・副委員長の任務	
		推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで	
2項	補欠委員の任期					
推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条		
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任	
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。	
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。	
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外	
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定	

小金井市市民参加条例

平成15年6月26日

条例第27号

改正 平成21年3月16日条例第12号

平成24年6月25日条例第29号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市政情報の公開（第6条・第7条）
- 第3章 附属機関等への市民参加（第8条—第13条）
- 第4章 市民の意向調査（第14条）
- 第5章 市民の提言制度（第15条）
- 第6章 市民投票（第16条—第23条）
- 第7章 市民と市との日常的な協働（第24条）
- 第8章 協働のための活動拠点（第25条）
- 第9章 市民参加推進会議（第26条—第30条）
- 第10章 雑則（第31条）

付則

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠である

ことにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

- 2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

- 2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。
- 3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

- 2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。
- 3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。
- 4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

- 2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ね

ることができるものとする。

- 2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

- 2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

- 2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。
- 3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

- 2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。
- 3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。
- 4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。
- 5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人であり、かつ、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているものであって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

- 2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
 - (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

追加〔平成21年条例12号〕、一部改正〔平成24年条例29号〕

(市民からの請求による市民投票)

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
- 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

- 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
- 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

追加〔平成21年条例12号〕

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

追加〔平成21年条例12号〕

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成21年条例12号〕

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の知識及び技能の市政への活用
- (2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有
- (3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

一部改正〔平成21年条例12号〕

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

- 2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の役割)

第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の構成等)

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

(1) 市民(市内に住所を有する者に限る。) 5人以内

(2) 市民団体代表(市内の地域団体等の代表) 3人以内

(3) 学識経験者 2人以内

(4) 市に勤務する職員 2人以内

2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。

3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議委員の任期)

第29条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(推進会議の運営)

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

第10章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(市民投票に関する条例の制定に向けた準備)

2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例12号〕

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第9条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部改正〔平成21年条例12号〕

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

を

「	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円

市民参加推進会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

に改める。

一部改正〔平成21年条例12号〕

付 則（平成21年3月16日条例第12号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成24年6月25日条例第29号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による施行の日（以下「施行日」という。）以後引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による小金井市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者で、施行日の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。）第4条第1項の規定による小金井市の外国人登録原票（以下「外国人登録原票」という。）に登録されていた第1条の規定による改正後の小金井市市民参加条例第17条第2項に規定する永住外国人に対する同条第1項の規定は、外国人登録原票に登録された日（廃止前の外国人登録法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日。付則第4項において同じ。）から引き続き施行日の前日まで小金井市の外国人登録原票に登録されていた期間を、施行日以後の住民基本台帳に記録されている期間に通算して適用する。

小金井市市民参加条例施行規則

平成16年3月4日
規則第6号

改正 平成17年2月18日規則第4号 平成19年3月30日規則第29号
平成19年9月20日規則第36号 平成21年9月30日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

(会議録の公開の方法)

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

(重要政策)

- 第8条 条例第8条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。
(公募委員)
- 第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。
(公募の周知)
- 第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。
(公募委員の選考方法及び公表)
- 第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。
- (1) 論文、作文等による選考
 - (2) 面接選考
 - (3) 書類審査
 - (4) 抽選
- 3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。
- 4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。
(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)
- 第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。
(附属機関等の委員の選任結果の公表)
- 第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。
(公表方法等)
- 第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。
- 2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。
追加〔平成19年規則36号〕
(意向調査の対象事項)
- 第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。
一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕
(意向調査の公表)
- 第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。
一部改正〔平成19年規則36号〕
(市民の提言制度の対象事項)
- 第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。
- (1) 次に掲げる条例の案
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例
 - (2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

- (3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画，個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (4) 市の基本的な方向性等を定める憲章，宣言等
- (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるもの
追加〔平成19年規則36号〕

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず，施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは，条例第15条の規定による市民の提言制度は，適用しない。

- (1) 迅速又は緊急に定める必要があるため，市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。
 - (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。
 - (3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。
 - (4) 法令その他の規定により，縦覧，意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。
 - (5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告，答申等に基づき定めるものであるとき。
 - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。
- 2 施策原案が前項第1号に該当する場合は，その理由を公表するものとする。この場合においては，次条第4項の規定を準用する。

追加〔平成19年規則36号〕

(事前の公表事項)

第19条 条例第15条第2項の規定に基づきあらかじめ公表する事項は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の名称及び内容
 - (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
 - (3) 意見の提出先，提示方法及び提示期間
 - (4) 意見を提示することができるものの範囲
 - (5) 提示された意見の扱い方
 - (6) 検討結果の公表予定時期
 - (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は，施策原案の趣旨，目的，概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は，その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は，市長が指定する場所での閲覧又は配布，インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(意見の提示方法等)

第20条 市長が市民の提言を募集するときは，直接持参，郵便，ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所，氏名等を，法人その他の団体にあつては所在地，団体名，代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は，条例第15条第4項に定める期間とし，意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし，緊急の必要がある場合，その他やむを得ない理由があるときは，この限りでない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(検討結果の公表)

第21条 市長は，提出された意見の検討を終えたときは，速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。
一部改正〔平成19年規則36号〕
(市民及び市民団体選出委員の資格)
- 第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。
一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕
(市職員選出委員)
- 第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。
(1) 企画財政部長
(2) 総務部長
追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則36号・21年34号〕
(市民参加推進会議の運営)
- 第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。
2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。
追加〔平成17年規則4号〕，一部改正〔平成19年規則29号・36号〕
(委任)
- 第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
一部改正〔平成17年規則4号・19年36号〕
付 則
(施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。
付 則（平成17年2月18日規則第4号）
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。
付 則（平成19年3月30日規則第29号抄）
(施行期日)
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
付 則（平成19年9月20日規則第36号）
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則（平成21年9月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

様式

（第6条関係）

平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況(平成25年4月1日現在)

※「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		年代別委員数														現委員数			現在の委員の公募状況(24年度に公募を行ってなくても記入)										備考								
				委員	うち公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		不明		男性	女性	合計	任期	任期数				募集人数		応募者数		合格者		選考方法	委嘱年月日	公募期間(例:平成〇年〇月〇日~〇月〇日)	次期改選
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					1期	2期	3期	4期~			総数	男性	女性	男性				
1	男女平等推進審議会	企画政策課	男女平等基本条例	10	5			1		2	1	3		1	1	1						3	7	10	2年	4	2	4	0	5	6	1	5	1	4	①	平成24年1月23日	平成23年8月1日~29日	平成26年1月		
2	市民参加推進会議	企画政策課	市民参加条例	12	8			2		1	1	2	1	2	1	1						8	3	11	2年	9	2	0	0	8	10	9	1	5	1	①	平成23年7月29日	平成23年4月1日~5月2日	平成25年7月		
3	指定管理者選定委員会	企画政策課	公の施設の指定管理者の選定手続等に関する条例	5	0				1			1		3								4	1	5	2年	3	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年2月8日	-	平成26年2月		
4	情報公開・個人情報保護審査会	総務課	情報公開・個人情報保護審査会条例	5	0					1				1	1	1	1					3	2	5	2年	0	0	0	5	-	-	-	-	-	-	-	平成23年10月1日	-	平成25年10月		
5	情報公開・個人情報保護審議会	総務課	情報公開・個人情報保護審議会条例	12	4				3				1		5	1	2					11	1	12	2年	6	1	1	4	4	4	3	1	3	1	①	平成23年10月1日	平成23年8月1日~22日	平成25年10月		
6	安全・安心まちづくり協議会	地域安全課	安全・安心まちづくり条例	20	7			1	1	1	1	4	0	3	3	3	2					12	7	19	2年	7	4	8	0	7	8	4	4	3	4	①	平成24年1月21日	平成23年11月1日~30日	平成26年1月		
7	国民保護協議会	地域安全課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	30	0					4	1	13	2	3	1	1						21	4	25	2年	11	9	3	2	-	-	-	-	-	-	-	平成24年6月1日	-	平成26年6月		
8	防災会議	地域安全課	防災会議条例	35	2				1		3	1	13	2	5	1	1	3				23	7	30	2年	17	2	1	1	2	6	3	3	1	1	①	平成25年4月1日	平成25年2月1日~28日	平成27年4月	条例第3条第5項第9、10号委員任期は2年。それ以外は任期がないため、任期数欄に記入せず。	
9	消防団運営審議会	地域安全課	消防団運営審議会条例	11	0							4		6		1						11	0	11	2年	5	5	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年6月1日	-	平成25年6月		
10	公務災害補償等審査会	職員課	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び施行規則	3	0												3					3	0	3	3年	0	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年11月1日	-	平成25年11月		
11	特別職報酬等審議会	職員課	特別職報酬等審議会条例	10	2				2			2	1	1		1	2					6	3	9	2年	9	0	0	0	2	4	2	2	1	1	①	平成23年5月27日	平成22年12月1日~20日	なし	現在改選予定なし(諮問を受けて委嘱)	
12	はげの森美術館運営協議会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	6	2					1	1	4										5	1	6	2年	5	0	0	1	2	7	5	2	1	1	①	平成24年4月1日	平成23年12月15日~平成24年1月16日	平成26年4月		
13	はげの森美術館収集評価委員会	コミュニティ文化課	はげの森美術館条例	5	0							4	1									4	1	5	2年	1	4	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年3月16日	-	平成26年3月		
14	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	小金井市民交流センター運営協議会設置要綱	9	3							1	3	3		1				1		6	3	9	1年	9	0	0	0	3	9	4	5	1	2	①	平成24年10月18日	平成24年6月1日~7月2日	平成25年10月		
15	小口事業資金融資審議会	経済課	小口事業資金融資あっせん条例	6	0			1			1	2					1				1	5	1	6	2年	2	3	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月1日	-	平成27年4月		
16	消費生活審議会	経済課	消費生活条例	7	2				1	1				1	2		1	1				3	4	7	2年	5	1	0	1	2	4	1	3	1	1	①	平成24年10月29日	平成24年10月1日~15日	平成26年10月		
17	国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険条例	17	5					1	1	6	2	1	3		1	1				9	7	16	2年	4	3	4	5	2	1	0	1	0	1	①	平成25年1月1日	平成24年11月15日~12月3日	平成27年1月		
18	環境審議会	環境政策課	環境基本条例	10	4			1		1		1	2	3		2						8	2	10	2年	6	3	1	0	4	5	5	0	4	0	①	平成24年9月13日	平成24年6月1日~30日	平成26年9月		
19	地下水保全会議	環境政策課	地下水及び湧水を保全する条例	5	0						1		1	3								3	2	5	2年	1	0	0	4	-	-	-	-	-	-	-	平成24年1月30日	-	平成26年1月		
20	緑地保全対策審議会	環境政策課	緑地保全及び緑化推進条例	10	4							2	1	3	2	1	1					6	4	10	2年	3	2	5	0	4	5	2	3	1	3	①	平成24年2月28日	平成23年10月15日~11月10日	平成26年3月		
21	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	市民参加条例第9条第1項及び廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条	14	5				1		1	2		1	5	2	2					9	5	14	2年	4	8	2	0	5	10	6	4	2	3	①	平成24年7月1日	平成24年5月1日~18日	平成26年6月		
22	食品廃棄物肥料化等事業検討委員会	ごみ対策課	食品廃棄物肥料化等事業検討委員会設置要綱	22	0						1		2								15	4	18	2年	12	1	1	8	-	-	-	-	-	-	-	-	平成23年8月1日	-	平成25年8月		
23	民生委員推せん会	地域福祉課	民生委員法第8条	7	0				1		1	1			1	1	2					5	2	7	3年	2	4	0	1	-	-	-	-	-	-	-	平成22年10月1日	-	平成25年10月		
24	福祉サービス苦情調整委員	地域福祉課	福祉サービス苦情調整委員設置条例	2	0				1								1					1	1	2	3年	0	2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年4月1日,平成25年4月1日	-	平成27年3月,平成28年3月		
25	障害程度区分判定審査会	自立生活支援課	障害程度区分判定審査会条例	27	0					2	6	3	3	1	5	1	1		1			16	7	23	2年	1	3	1	18	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月1日	-	平成27年3月		
26	福祉有償運送運営協議会	自立生活支援課	福祉有償運送運営協議会設置要綱	7	0						3	1		1	1		1					5	2	7	2年	2	1	0	4	-	-	-	-	-	-	-	平成23年11月30日	-	平成25年11月		
27	地域自立支援協議会	自立生活支援課	地域自立支援協議会設置要綱	13	1					1	2		2	3	1	1	3					8	5	13	2年	8	1	4	0	1	6	4	2	0	1	①	平成24年4月1日	平成24年2月15日~3月5日	平成26年3月		
28	介護保険運営協議会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	20	8					2	2	1	3	4	2	1	1	1		1		9	10	19	3年	15	4	0	0	8	9	4	5	2	5	①	平成24年10月1日	平成24年6月15日~平成24年7月6日 他3回(備考欄参照)	平成27年10月	追加募集:平成24年11月1日,平成25年1月1日,4月1日	
29	介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法 介護福祉条例	40	0				1		5	3	13	3	3	6		2	2			24	14	38	1年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月1日	-	平成25年7月		

平成25年度市民参加条例対象附属機関等設置状況(平成25年4月1日現在)

※「選考方法」欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	定数		年代別委員数														現委員数			現在の委員の公募状況(24年度に公募を行っていても記入)														備考						
				委員	うち公募	20代		30代		40代		50代		60代		70代		80代		90代		不明		男性	女性	合計	任期	任期数				募集人数	応募者数					合格者		選考方法	委嘱年月日	公募期間(例:平成〇年〇月〇日~〇月〇日)	次期改選
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					男	女	1期	2期		3期	4期~	総数	男性		女性	男性				
30	市民健康づくり審議会	健康課	市民健康づくり審議会条例	15	5					3		3		3	4	2						13	2	15	2年	4	6	4	1	5	2	1	1	1	0	①	平成24年2月1日	平成23年10月15日~11月14日	平成26年1月				
31	食育推進会議	健康課	食育基本法 食育推進会議設置条例	13	4			2	1	2	2	1		3	1	1						4	9	13	2年	3	10	0	0	6	6	0	6	0	4	①	平成23年10月29日	平成23年7月15日~8月10日	平成25年10月				
32	予防接種健康被害調査委員会	健康課	予防接種健康被害調査委員会設置要綱	6	0				1		3	1	1									5	1	6	2年	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	平成25年4月1日	-	平成27年3月				
33	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱	10	2			2		3		2	1	1								1	8	9	2年	1	8	-	-	2	3	1	2	1	1	③	平成24年10月29日	平成24年6月1日~25日	平成26年10月				
34	青少年問題協議会	児童青少年課	青少年問題協議会条例	25	0	1	1	2	3	7	4	5	1		1							16	9	25	2年	21	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	平成23年7月1日	-	平成25年7月				
35	児童館運営審議会	児童青少年課	児童館条例	10	3				1	5	1	2	1									4	6	10	2年	9	0	1	0	3	5	0	5	0	3	①	平成23年7月1日	平成23年4月1日~22日	平成25年7月				
36	都市計画審議会	都市計画課	都市計画法第77条の2 小金井市都市計画審議会条例	19	0				4		7	3	3		1	1						15	4	19	2年	15	2	2	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年10月1日	-	平成26年10月				
37	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	都市計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱	10	3				2		3	2		1	1							8	1	9	備考	4	0	5	0	1	5	4	1	1	0	①	平成22年5月21日	平成22年3月15日~29日	なし	任期平成26年3月31日まで。公募委員のうち1名は平成12年11月、1名は平成18年11月委嘱			
38	まちづくり委員会	まちづくり推進課	まちづくり条例	10	3		1		1		1	1	1							4	1	7	3	10	2年	10	0	0	0	3	6	4	2	1	2	①	平成25年3月26日	平成25年1月15日~29日	平成27年3月				
39	交通安全推進協議会	交通対策課	交通安全推進協議会設置条例	20	0			1	4	8	1	3		2	1							18	2	20	2年	10	3	2	5	-	-	-	-	-	-	-	平成24年5月1日	-	平成26年5月				
40	地域公共交通会議	交通対策課	地域公共交通会議設置要綱	19	5			1	6	7	1	2	1		1							16	3	19	2年	3	9	7	0	5	10	6	4	2	3	①	平成25年4月1日	平成25年1月16日~2月15日	平成27年4月				
41	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理審議会	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	10	8					4		4	1	1								9	1	10	5年	2	8	0	0	8	8	7	1	7	1	-	平成22年9月20日	平成22年8月10日~19日(立候補届出期間)	平成27年9月	地権者の中で選挙により選出。			
42	都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業評価員	区画整理課	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例	3	0				1			1	1									3	0	3	事業完了まで	3	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	平成18年4月1日	-	なし	評価員の選任については審議会の同意を得て行っている。			
43	奨学資金運営委員会	庶務課	奨学資金支給条例	8	3					2	2	2		1	1							5	3	8	2年	5	0	2	1	3	5	4	1	3	0	③	平成23年5月18日	平成23年3月1日~28日	平成25年5月				
44	社会教育委員の会議	生涯学習課	社会教育委員の設置に関する条例	10	3				1		1	1	2	2	1	1	1					4	6	10	2年	1	4	5	0	3	5	3	2	2	1	①②	平成23年9月9日	平成23年6月1日~27日	平成25年9月				
45	文化財保護審議会	生涯学習課	文化財保護条例	7	0							3		1	1							4	1	5	2年	2	0	3	0	-	-	-	-	-	-	-	平成24年4月1日	-	平成26年3月				
46	市史編さん委員会	生涯学習課	市史編さん委員会条例	8	0						1	3		1		3						7	1	8	3年	1	3	4	0	-	-	-	-	-	-	-	平成22年8月20日	-	平成25年8月				
47	図書館協議会	図書館	図書館協議会条例	10	3				1	1		4	1	1								3	6	9	2年	6	0	3	0	3	17	9	8	1	2	①②	平成23年11月1日	平成23年8月16日~9月12日	平成25年11月予定				
48	公民館運営審議会	公民館	公民館条例	10	3					1	3	1	1	2	1							5	5	10	2年	5	5	0	0	3	6	4	2	1	2	①②	平成23年9月8日	平成23年6月1日~27日	平成25年9月				
49	公民館企画実行委員の会議	公民館	公民館条例	30	30					1		1	11	5	8	4						19	11	30	2年	15	13	2	0	30	31	20	11	19	11	④	平成24年7月21日	平成24年5月16日~6月15日	平成26年7月				
				633	137	1	1	19	11	62	41	134	53	114	46	54	31	10	2	0	1	21	6	415	192	607																	
(平成25年度委嘱予定、4月1日時点委員不在)																							0	0	0																		
	行財政改革市民会議	企画政策課	行財政改革市民会議設置要綱	10	3																	0	0	0	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	①	-	-	平成25年4月	平成25年4月19日委嘱。平成27年度改選予定。	
	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱	10	3																	0	0	0	2年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	③	-	-	平成25年5月		
(休会中)																							0	0	0																		
	名誉市民選考委員会	広報秘書課	名誉市民条例・名誉市民条例規則	9	3																	0	0	0																			
	青少年の育成環境審議会	児童青少年課	青少年の健全な育成環境を守る条例	10	3																	0	0	0																			
	長期計画審議会	企画政策課	長期計画審議会条例	16	5																	0	0	0																			

公募委員状況一覧（平成24年度）

	附属機関等の名称	担当課	募集公募人数	応募者数			採用者		委嘱年月日	公募期間	選考方法
				総数	男性	女性	男性	女性			
1	防災会議	地域安全課	2	6	3	3	1	1	平成25年4月1日	平成25年2月1日～28日	①
2	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	3	9	4	5	1	2	平成24年10月18日	平成24年6月1日～7月2日	①
3	消費生活審議会	経済課	2	4	1	3	1	1	平成24年10月29日	平成24年10月1日～15日	①
4	国民健康保険運営協議会	保険年金課	2	1	0	1	0	1	平成25年1月1日	平成24年11月15日～12月3日	①
5	環境審議会	環境政策課	4	5	5	0	4	0	平成24年9月13日	平成24年6月1日～30日	①
6	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	5	10	6	4	2	3	平成24年7月1日	平成24年5月1日～18日	①
7	介護保険運営協議会	介護福祉課	8	9	4	5	2	5	平成24年10月1日	平成24年6月15日～7月6日	①
8	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	2	3	1	2	1	1	平成24年10月29日	平成24年6月1日～25日	③
9	まちづくり委員会	まちづくり推進課	3	6	4	2	1	2	平成25年3月26日	平成25年1月15日～29日	①
10	地域公共交通会議	交通対策課	5	10	6	4	2	3	平成25年4月1日	平成25年1月16日～2月15日	①
11	公民館企画実行委員	公民館	30	31	20	11	19	11	平成24年7月21日	平成24年5月16日～6月15日	④
合 計			66	94	54	40	34	30			

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別

パブリックコメント実施状況調査（平成24年度）

	施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表日	検討結果
					人数	件数		
1	東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（素案）	企画政策課	平成24年9月18日～平成24年10月17日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体、東小金井駅北口まちづくり事業用地の地権者	9	9	平成24年12月12日	一部修正
2	新庁舎建設基本計画（素案）	企画政策課	平成24年12月5日～平成25年1月4日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	14	35	平成25年2月26日	一部修正
3	第4次男女共同参画行動計画（素案）	企画政策課	平成24年11月15日～平成24年12月14日	同上	5	13	平成25年2月26日	一部修正
4	暴力団排除条例（案）	地域安全課	平成24年9月3日～平成24年10月2日	同上	2	5	平成24年11月19日	一部修正
5	第2期国民健康保険特定健康診査等実施計画（素案）	保険年金課	平成25年1月21日～平成25年2月20日	同上	1	1	平成25年3月15日	修正等なし
6	墓地の経営の許可等に関する条例の一部改正（案）	環境政策課	平成24年12月17日～平成25年1月16日	同上	4	12	平成25年1月30日	修正等なし
7	市立公園条例の一部改正（案）	環境政策課	平成24年12月17日～平成25年1月16日	同上	0	0	平成25年2月1日	修正等なし
8	福祉共同作業所条例（案）	自立生活支援課	平成24年11月19日～平成24年12月18日	同上	3	3	平成25年1月9日	修正等なし
9	介護保険地域密着型サービス事業者等に関する基準（案）	介護福祉課	平成24年9月18日～平成24年10月18日	同上	1	4	平成24年12月17日	修正等なし
10	児童発達支援センター条例（案）	保育課	平成24年10月22日～平成24年11月21日	同上	15	40	平成24年12月20日	一部修正
11	用途地域等に関する指定方針及び指定基準	都市計画課	平成24年11月15日～平成24年12月17日	同上	6	11	平成25年1月7日	修正等なし
12	市営住宅条例一部改正（案）	まちづくり推進課	平成24年11月15日～平成24年12月17日	同上	0	0	平成25年2月1日	修正等なし
13	高齢者住宅条例の一部改正（案）	まちづくり推進課	平成24年11月15日～平成24年12月17日	同上	0	0	平成25年2月1日	修正等なし
14	市営住宅等整備の基準に関する条例（案）	まちづくり推進課	平成24年11月15日～平成24年12月17日	同上	0	0	平成25年2月1日	修正等なし
15	市道の構造の技術的基準を定める条例（案）	道路管理課	平成24年11月15日～平成24年12月17日	同上	0	0	平成25年2月1日	修正等なし
16	小金井市学校給食の指針（案）	学務課	平成24年10月1日～平成24年10月31日	同上	85	397	平成25年2月16日	一部修正
17	市立図書館運営方針（改訂案）	図書館	平成25年1月8日～平成25年2月12日	同上	6	27	平成25年4月1日	一部修正

※附属機関等が主体となって実施したものも含まれます。

第 4 期提言

平成 25 年 2 月 28 日

小金井市長
稲 葉 孝 彦 様

小金井市市民参加推進会議
委員長 坪 郷 實

市民参加条例第 27 条第 1 項の規定に基づく提言

市民参加条例第 27 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等について

(別紙)

「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等について

多様な市民の意思を市政に積極的に生かしていくため、市民参加条例第3章「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等として、以下の提言をいたします。

1 経過

第4期市民参加推進会議は、第26回平成23年7月29日から第32回平成25年2月8日までワーキングを含めて9回にわたり審議を行った。第27回平成23年11月18日に各委員から提案シートの提出があり、この提案シートに基づき第28回平成24年2月10日、第29回平成24年4月20日、第30回平成24年5月25日に各委員から順次、提言に向けた報告を行った。その後、平成24年7月6日と平成24年8月21日の2度にわたり市民参加推進会議ワーキングを開催し、各提言に向けた論点整理を行った。ワーキングの論点整理を踏まえて、第31回平成24年11月9日において提言の原案づくりを行い、第32回平成25年2月8日に提言のとりまとめを行った。

2 提言

(1) 審議会傍聴環境の整備に関して

審議会傍聴環境の整備に関して、傍聴者の意見も積極的に反映できるようにするため、原則として全ての審議会に「意見・提案シート」を常設し、傍聴者・市民から提出できるようにする。また資料は原則として、傍聴者に委員と同様の資料を配布すること。

■具体的内容

- ① 現在、5つの審議会を導入されているが、各審議会に普及させるよう、規定等で明記する。特段の事情があってこれを設置しない審議会等はその旨をできるだけ早い時期に市民に対して公表すること。
- ② 意見提案シートで出された意見を会議の中で具体的にどのように活用するかについては各審議会に任せる。ただし、基本的には提出された意見を委員の間で共有すること。

■主な議論（会議録から抜粋）

- ・傍聴者の意見が審議に反映される仕組みを取り入れれば、もっと多くの人が傍聴に来るのではないか。
- ・強烈な意見が出されたり、委員が自らの意見を通すために利用されることも想定される。
- ・テーマによっては、利害関係や市議会の対立問題に巻き込まれる又は委員同士が対立するようなことも可能性としてあることを考慮すべき。
- ・提案シートの意見が市民の一般的意見とは大きくずれる可能性がある。
- ・各審議会によって市民の傍聴環境が左右されてしまうのは望ましくないので、統一的運

用をした方がいい。

- ・規定に明記しないと運用が保証されない。
- ・審議会の運営の仕方も多様化しているため、統一的な運用はなじまない。
- ・各審議会がどのような参加手法を取り入れていくのか、委員自身が自主的に考えることが多様な市民参加を進める上で重要ではないか
- ・「意見・提案シート」で出された意見が議題にされないと、「ただ提出した」だけになってしまう。
- ・必ず意見が取り上げられれば、意見を出す側のモチベーションが上がる。
- ・意見を取り上げるかどうかは各審議会の中で決めるが、委員全員に提案シートが配布されることが大事。
- ・会議に来られなかった人も意見が言える制度にしたい。

(2) 公募委員の募集について

多様な市民が参加できるように、現行の市民公募方式に加えて、「公募市民登録制」の導入を提言する。「公募市民登録制」としては、無作為抽出した市民の中から登録する方式と、市民が自発的に登録する方式がある。

■具体的内容

- ① 市民公募制、無作為抽出した市民の中から登録する公募市民登録制、市民が自発的に登録する公募市民登録制の3つの方式や、その組み合わせも含めて公募方法の選択肢を整備する。
- ② 選出された委員に対する偏りのない充実した情報提供が重要である。

■主な議論（会議録から抜粋）

- ・無作為抽出方式は、すそ野を広げる、市民参加の幅を広げる、無関心層を取り込む方法として有効である。
- ・無作為抽出方式で登録した人全員によって意識が変わるという効果も期待できる。
- ・取り入れる方法として、無作為抽出方式と現行の市民公募方式と併用する。
- ・自発的な登録(公募委員登録制)と現行の市民公募方式と無作為抽出方式を組み合わせる。
- ・参加したいという人は一定数存在するため、現行の公募委員の枠は残し、無作為抽出で選出する委員の枠を別で設ける。
- ・無作為抽出要件として、委員の年齢層の比率を市の人口の年齢割合に合わせるよう考慮する。
- ・20代～40代だけで無作為抽出を行うのも一つの方法。
- ・審議会ごとに選出方法を選択できるとよい。
- ・予算や人員の配置などコストを踏まえて検討すべき。
- ・無作為抽出で選出した委員にレクチャーを行う場合は、十分に情報収集ができるように工夫するなど、考えが偏らないよう配慮する。

(3) 公募委員の選考基準と選考について

公募委員の選考過程をより透明で市民の納得を得られやすいものとするために、選考結果(応募者の順位や得点)などを何らかの形で通知する。

■具体的内容

選考結果(応募者の順位や得点)などを応募者に何らかの形で通知する。なお、選考結果を知りたくない人については事前に確認の上、採用・不採用のみを伝えることを検討する。

■主な議論(会議録から抜粋)

- 提言にあたって、選考結果(応募者の順位や得点)を応募者に伝えることに重きをおいて、さらに、応募論文の公開、最終段階の選考を抽選等で行うことについて検討を行った。
- ・選考過程の透明化により、応募した市民はより納得するし、意識の高い人が応募するのではないか。
 - ・100%全員が納得する方法は難しいが、選考過程の不透明な部分をどこまで小さくするかが課題である。
 - ・選考過程が全く見えないから問題となっている。落選した人が今より納得できるための方法を探ることが必要である。
 - ・論文は匿名にし、選考委員会を公開にする。
 - ・選考を通過した論文の要点の公表、あるいは選抜の比率を応募者に伝えることはできるのではないか。
 - ・論文を名前も含めて全部公開すると、応募者のハードルを上げてしまう危惧もある。
 - ・落選した人の不満を少しでも小さくすることは大事だと思うが、そのためにどこまでコストをかけるのかは課題である。
 - ・問題を解決するために審議会が立ち上がりその趣旨に沿って選考するので、選考する側の負担考慮も必要である。
 - ・透明性の確保は重要だが、論文を公開することがベストな方法だと思えない。例えば非常に差別的で排外主義的なものが小金井市のサイトに掲載されたままになったり、その論文の断片的情報を組み合わせて身元が特定されてしまう危険性もある。

(4) 子育て中の世代の参加について

子育て中の世代の参加意欲に応えるために、保育士等をより積極的かつ広範に(子育て関連の審議会のみならず審議会全体に)配置できるようにするための方法を工夫する。

■具体的内容

具体的には、保育士を広範に設置できるようにするために、予算措置や派遣する仕組みを工夫する。

■主な議論(会議録から抜粋)

- ・開催時間や曜日について、子育て世代が参加しやすいような工夫が必要である。
- ・子育て世代に関する審議会には保育士を配置しているが、それ以外の審議会でも出たい

と思った人が参加できるような仕組みが必要である。

- ・移動が難しい人々のために ICT(情報コミュニケーション技術)を利用した新たな参加の方式又は情報発信を工夫する。審議会のネット中継や SNS での書き込み、フェイスブックによる相互交流などの仕組みを工夫する。

(5) 障がいのある方の参加のための環境整備について

障がいのある人たちの参加意欲に応えるために、手話通訳士等をより積極的に配置するなど参加しやすい環境づくりにつとめる。

■ 具体的内容

- ・審議会等を行う場合には、バリアフリー化の配慮された場所で行うこと。
- ・手話通訳士等のある程度の数を確保する。

■ 主な議論（会議録から抜粋）

- ・移動が難しい人々のために ICT(情報コミュニケーション技術)を利用した新たな参加の方式又は情報発信を工夫する。審議会のネット中継や SNS での書き込み、フェイスブックによる相互交流などの仕組みを工夫する。

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成25年2月28日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「附属機関等への市民参加」を推進するための具体的な方策等」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

(1) 審議会傍聴環境の整備に関して

- 市長の附属機関等（以下「審議会」という。）の「意見・提案シート」の導入については、当該機関の判断、意見等を踏まえた上で、実施に際しては、明文化を図るものとします。
- 各審議会における「意見・提案シート」の導入状況については、市民参加推進会議に報告します。
- 原則、傍聴者についても、委員と同様の資料の配付に努めるなど、審議会の審議事項や審議状況等の共有化を図ります。

(2) 公募委員の募集について

- 「公募市民登録制」の導入に当たって、先進市の事例等の調査・研究を行い、小金井市としての導入すべき公募方法の選択肢について検討します。
- 従前どおり、選出された委員に対して、適正な情報提供に努めるものとし、選出された委員である学識経験者等の意見を踏まえるなど、情報の透明性、公平性を高めます。

(3) 公募委員の選考基準と選考について

- 応募者の順位及び得点に係る選考結果については、第5期推進会議の公募委員の募集に際し試行的に実施することとし、かかる実施状況を踏まえ、通知内容等につき、検討を行います。

(4) 子育て中の世代の参加について

- 保育士の配置や開催時間・曜日の工夫なども含めて、子育て中の方たちの市民参加について研究してまいります。

(5) 障がいのある方の参加のための環境整備について

- 審議会の開催に当たっては、バリアフリー化の配慮された場所で行う等、障がいのある方も参加しやすい環境の整備に努めます。
- 手話通訳士等の配置についても研究してまいります。

第4期市民参加推進会議 資料集

【例年調査しているもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	市民参加条例対象附属機関等設置状況	①附属機関等の名称、②担当課、③根拠規定、④定数、⑤年代別委員数、⑥男女比、⑦任期数、⑧公募状況(募集人数、採用人数等)	小金井市	4月1日	第26回 第30回
2	公募委員状況一覧	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、②公募期間、③募集人数、④応募人数、⑤採用人数、⑥男女比等	小金井市	4月1日	第26回 第30回
3	パブリックコメント実施状況	①前年度にパブリックコメントを行った施策の名称、②公募期間、③意見提示人数・件数、④検討結果等	小金井市	4月1日	第26回 第30回

【個別に調査したもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	公募委員状況一覧 (採用者の年代別人数)	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、②採用者(合格者)の年代別人数及び割合	小金井市	23年11月1日	第27回
2	公募市民の参加状況について	①各市の公募市民が設置されている附属機関等の数、②公募委員数、③前年度の公募状況、④公募委員の増加に対する具体的な取組	26市	※各市ごと	第27回
3	市民参加条例対象附属機関等の調べ	①附属機関等の開催時間帯、②保育士及び手話通訳士の配置状況、③傍聴者用資料の取扱い状況	小金井市	24年1月1日	第28回
4	市民参加条例対象附属機関等の調べ(追加調査)	(上記追加調査) 附属機関等の開催曜日について	小金井市	24年3月30日	第29回
5	審議会等における傍聴者の意見・提案等の取扱い状況	傍聴者の意見・提案を何らかの形で聴取している審議会等一覧(導入時期、経過、意見・提案の取扱い方、実績)	小金井市	24年3月31日	ワーキング 第2回
6	審議会等での保育士及び手話通訳士の設置状況調査結果	武蔵野市、府中市、調布市、小平市、国分寺市、西東京市の保育士及び手話通訳士の設置状況調査	近隣6市	※各市ごと	第30回

小金井市市民参加条例の手引（改正分）

第6章 市民投票

（市民投票）**第16条** 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。**【趣旨】**

市民参加の手続の一つとして、市民投票制度を設定するものです。

【説明】

- 1 市民投票の制度には、個別の事案が出てきた段階で、その都度議会の議決を得て条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者、市民投票の実施期日など、市民投票に関するルールをあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」に大別できます。

本市の場合は、平成21年3月の第2回小金井市議会臨時会において小金井市市民参加条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されたことにより「常設型」の市民投票制度が創設されています。

- 2 市民投票制度は、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法であり、地方自治の基本である間接民主制を補完するための制度として位置づけられています。しかし、市民投票は、その社会的、政治的影響の大きさからして、特に重要な政策で、かつ、市民の間又は市民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施されるべきものです。

したがって、制度運用に当たっては、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、市民参加の手続における最終的な手段として活用されるべきであり、他の市民参加手続に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定される必要があります。

- 3 市民投票は、市長が執行することとしています。市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会に委任するものとします。選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

【関係規則】

規則第2条、規則第3条

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

【趣旨】

本条は、市民投票の投票資格者の年齢や市内在住、外国籍市民の要件について規定しています。

【説明】

1 市民投票は、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、公職選挙法に規定する選挙権を有していなくても、できる限り幅広い市民が投票に参加できることが望ましいと考えられます。このため、未成年者についても投票資格者に含めることとします。しかし、未成年者については、事理を弁識する能力や、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響などを考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないと考え、年齢要件については満18歳以上としています。

2 永住外国人は、相当期間、日本で生活していることから、日本の社会生活や文化、政治制度を踏まえ、居住地の市民投票に付す事項の内容等につき、自らの意思を表明するため、投票に参加できることが望ましいと考え、投票資格者としています。

3 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからです。本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としています。

4 満18歳及び満19歳の者並びに永住外国人については、公職選挙法の適用がないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。満18歳

及び満19歳の者並びに永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満20歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

ただし、成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠くという理由から、公職選挙法第11条第1項に準じて、市民投票の投票権を有しないこととします。

【関係規則】

規則第4条、規則第5条、規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第9条、規則第10条

(市民からの請求による市民投票)

- 第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
- 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
- 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
- 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

【趣旨】

本条では、市民投票は、市民からの請求によることとした上で、市民投票の対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票の請求に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考としています。実際に署名収集が可能な数であり、また、請求の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の100分の13以上としています。
- また、市民投票の請求は市民からの請求のみを規定しており、他の自治体で採用されている議会からの請求や市長からの発議は規定していません。
- 2 市民投票制度は、直接市民に意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、市民投票の請求に当たっては、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしています。
- 3 市民投票の対象となる「市政の重要事項」とは、市民投票制度の趣旨から「市全体に重大な影響を及ぼす事案で、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの」といえます。したがって、対象事案は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。
- そのため、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならないとした上で、市民投票の対象事項から除外するものについて列挙するネガティブ・リスト方式を採用しています。

(1) 法令の規定により市民投票を行うこととされている事項

既に法律上で住民投票を行うことができる制度が確立されている事項については、法令の規定に基づいて住民投票を実施することが適当であるため、適用除外としています。

(具体例)

- ・ 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票
- ・ 議会の解散、議員の解職、市長の解職等を求める住民投票

(2) 税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、適用除外としています。なお、地方自治法において、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項については、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該地方公共団体の財政に与える影響について十分検討されないまま容易に請求が成立する可能性があるため適用除外としているものです。

(具体例)

- ・ 市民税の税率引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ

(3) 特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項

市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が、特定の地域に限られるような嫌悪施設に係る事項については、適用除外としています。その理由の一つとしては、特定の地域について市民投票を実施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理を避けるためです。

なお、嫌悪施設とは、施設に対しての必要性は認識するものの、自分たちの地域には建設して欲しくないとする感情を持つ施設をいいます。

(具体例)

- ・ 可燃ごみ処理施設

- 4 市長は、市民投票の請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。したがって、その財源的裏付けとなる予算について、自らの権限に基づき提案し、議会は市民投票の円滑な実施に協力するものとしています。

【関係規則】

規則第11条、規則第12条、規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第20条

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市民投票の期日について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票を実施する場合は、その旨の告示を行うとともに、確実に市民投票を実施するために、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示の日から起算して90日を超えない範囲内において投票日を設定することとしています。
- 2 他の選挙との同日実施については、投票率の向上や経費の節減等のメリットが考えられるとの意見もありますが、市民投票の投票資格者には未成年者や永住外国人の方も含まれ、運用上は投票所を別々に設置する必要があります。しかし、このことが、未成年者や永住外国人の方のプライバシーを侵害するおそれがあることに加え、他の選挙における候補者の公約や論点が市民投票の争点と重なった場合において、市民投票の投票運動と当該選挙の選挙運動の区分が困難となり、投票運動のつもりで行った行為が選挙運動と認定され、公職選挙法違反に問われるおそれもあることから、投票運動に参加される市民を保護するという観点からも他の選挙との同日実施は、避けるべきと考えられます。

【関係規則】

規則第21条、規則第22条

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

【趣旨】

市長は、市民投票を実施する場合に、当該市民投票の対象事案に関する情報を市民に提供することを規定しています。

なお、その場合市長は、事案についての中立性を保持しなければなりません。

【説明】

市長は、市の情報を管理するという立場において、市民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えられることから、公平性や中立性に十分配慮しつつ、市報やホームページ等により市民投票の対象事案に関して、市民が判断を行うために必要な情報を公開する責務があります。

また、必要に応じて公開討論会等の情報提供のための施策を行うことも想定しています。

【関係規則】

規則第23条

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

【趣旨】

本条は、市民投票の請求に関する制限について規定しています。

本条例による市民投票を実施した場合は、当該市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は同旨の事項について、市民投票の請求を行うことはできません。

【説明】

市民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で市民の総意が変化するとは考えにくいことです。また、短期間に市民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

一方で、同一の事案について再度の市民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年間程度の制限期間を設けることが適切と考えます。

また、新たに重大な事柄が発生する等、新たな局面を迎えた場合には、市議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を酌み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主主義の原則と初回の市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年間とすることが妥当であるといえます。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければなりません。

【説明】

- 1 市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市長及び市議会の権限に対し、法的拘束力を有するものではないことに留意する必要があります。
- 2 市民投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達していれば、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければなりません。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。この規定に基づき、市民投票に必要な事項を小金井市市民投票規則で規定しています。

【説明】

本規定に基づき「小金井市市民投票規則」を定めています。